

米子自衛防火協会

平成18年3月

第53号

会報

米子自衛防火協会事務局

米子市両三柳 5452 番地
鳥取県西部広域行政管理組合消防局予防課内
TEL0859-35-1954

印刷所 東京印刷株式会社

あなただです
火のあるくらしの
見はり役

火事・救助・救急は
119
春の火災予防運動
3月1日～3月7日
備えよう!
住宅用火災警報器

火の用心
119番

鳥取県西部広域行政管理組合消防局
米子市危険物保安協会・米子自衛防火協会

春の火災予防

運動始まる!

3月1日から3月7日まで

〔西部消防局重点目標〕

- ①住宅防火安全対策の推進(住宅用火災警報器の普及推進)
- ②認知症高齢者等を収容する施設等の防火安全対策の徹底
- ③放火火災・連続放火火災防止対策の推進

◎その他防火啓発行事等

- ・消防団合同訓練
- ・防火パレード
- ・地区防災研修会

各事業所におかれましても、消防計画に基づく消防訓練を実施し、防火管理の徹底を図りましょう。

平成18年西部消防局管内の火災発生状況

2月15日現在、16件の火災が発生しています。内訳は、建物火災15件(住宅火災6件(共同住宅2件含む)、その他火災1件)、その内6件が放火又は放火の疑いとなっています。

- ①家の周りに燃えるような物は置かない。
 - ②燃えるようなゴミは夜間出さない。
 - ③車庫、倉庫等は使わない時は鍵をかける。
- といった習慣を身につけましょう!

甲種防火管理者の再講習が義務付けられました

(平成18年4月1日施行)

消防法施行規則の改正により、収容人員300人以上の特定用途防火対象物の防火管理者は、5年ごとに再講習を受講するよう義務付けられました。

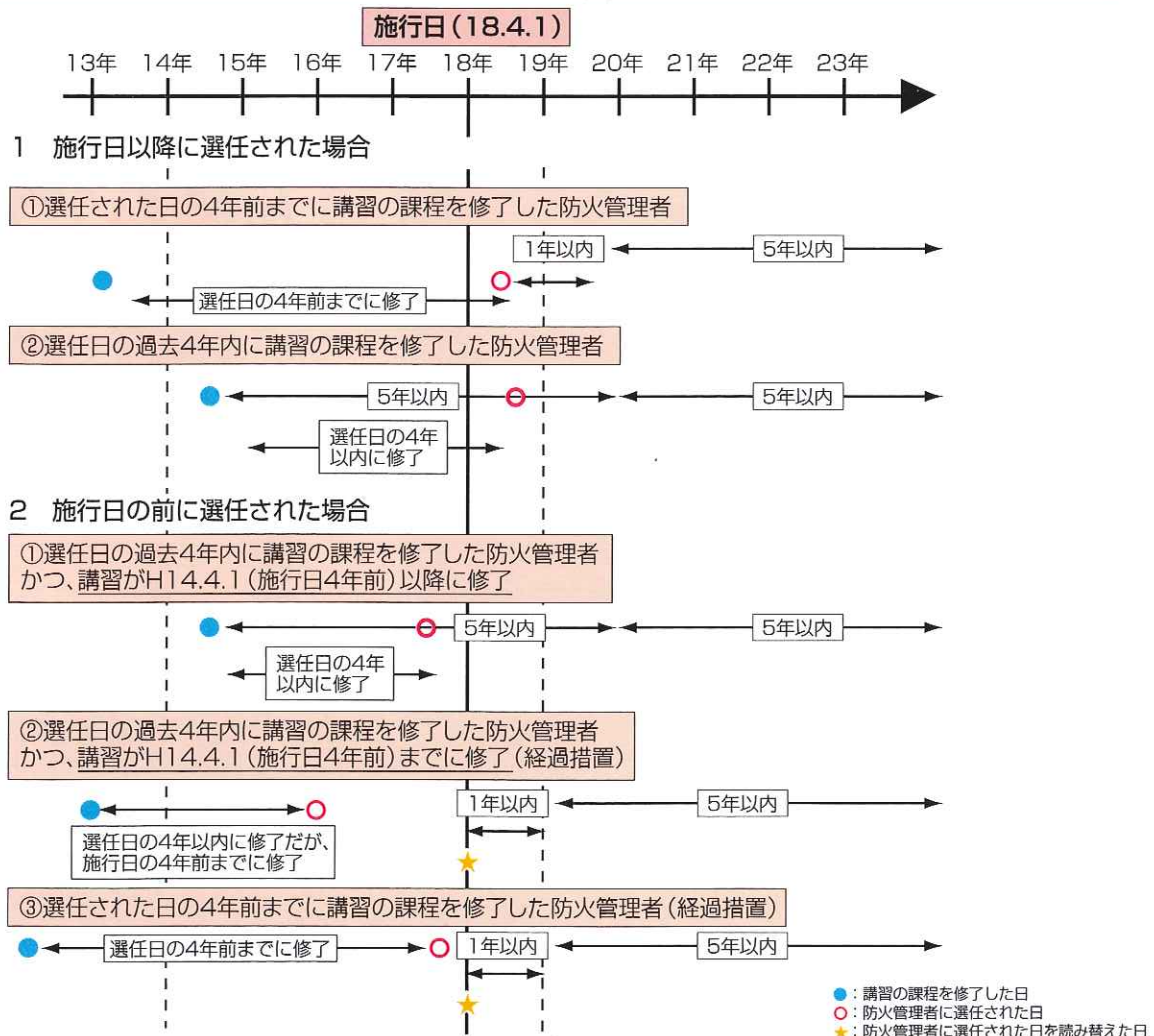
再講習導入の背景

平成13年9月1日に発生した東京都新宿区歌舞伎町のビル火災を踏まえて、大規模な消防法等の改正が行われ、安全対策が強化されました。その中で、消防法施行令第4条の2の2第1項第1号に定める収容人員が300人以上の防火対象物の防火管理者については、より高度な防火管理能力が要求され、そのためには常に最新の知識と技能を必要とし、防火対象物の防火安全対策、人命安全対策等高度の対策を講じる手段として、再講習制度が導入されました。

再講習対象とその理由

1. 防火対象物の避難施設等に不案内な利用者が多く存在すること。
2. 火災が発生した際に、多数の逃げ遅れの発生する可能性が大きいこと。
3. 避難施設、消防用設備等の維持管理に高度な知識を必要とすること。
4. 火災時に操作が必要となる消防用設備等（放送設備、屋内消火栓設備、自動火災報知設備等）が多く存するとともに、自衛消防の組織が複雑となるため、火災時に的確に対応するためには、高度な訓練を実施することが必要であること。

甲種防火管理再講習の過程を修了しなければならない期間



※特例認定事業所で再講習の過程を修了していない場合は、特例認定の取り消しになることがあります。

消防法の
改正により

住宅用火災警報器

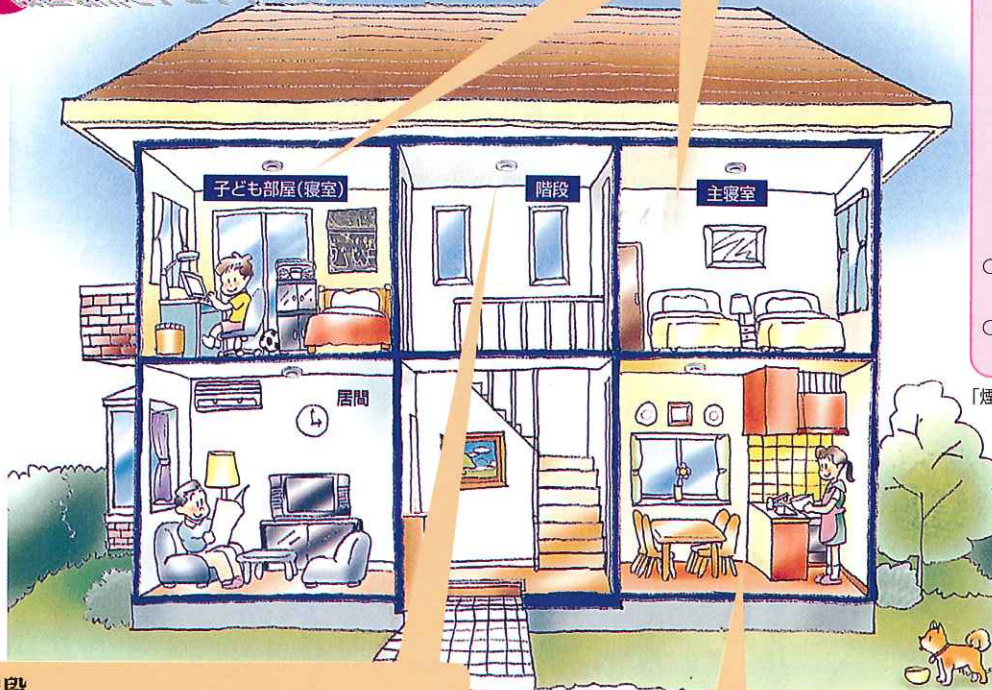
の設置が義務付けられました！

なぜ設置するの？

住宅火災による死者数は急増しています。
特に死者の半数以上が高齢者となっています。
また死に至った原因の7割は逃げ遅れとなっています。

新築住宅・・・平成18年6月1日より
既存住宅・・・平成23年5月31日まで猶予

設置場所をチェック！！



寝室
就寝に使用する部屋の天井
又は壁面に設置します。

天井取り付け式



壁取り付け式



- 「電池を使うタイプ」と「家庭用電源 (AC100V) を使うタイプ」があります。
- 「単独型」と「連動型」があります。

「煙式」警報器の設置が必要です。
(台所等を除く)

階段

就寝に使用する部屋がある階の階段の踊場の天井又は壁面に設置します。
(ただし、避難階 (1階など容易に避難できる階) の階段は除く)。

台所

できるだけ設置することが望ましい(努力規定)となっています。設置にあたっては熱感知式のものが効果的です。

悪質な訪問販売 (不適正な価格・無理強い販売など) にご注意

住宅用火災警報器等の設置義務化を契機として不適正な価格 (市場価格を超える高額な価格) による販売を行う業者にご注意下さい。



(火災警報器はクーリングオフの対象です。)

国の技術基準に適合しない住宅用火災警報器等は購入しないようにしましょう。

(日本消防検定協会の鑑定品には「鑑定マーク」がついています。製品を購入される際の目安としてください。)



★お問合せ先★

西部消防局 予防課 予防係 ☎0859(35)1954

防火ビデオ購入



当協会で新しく防火ビデオを3本購入いたしました。

- 「放火を防ぐ 住民の手で」
 - 「いのちを守る 福祉施設火災の初期対応」
 - 「いのちを守る ホテル・旅館火災の初期対応」
- この他にも、アニメを含め多数の防災ビデオを取り揃え随時貸し出し致しております。
お気軽にどうぞ・・・

西部消防局のホームページ が開設されます (3月15日より)

西部広域管内の災害発生リアルタイム情報を始め、消防行政に関わる最新情報や講習会の案内、各種届出様式のダウンロード等さまざまな情報を掲載しております。

消防局のURL
<http://www.tottori-seibukoiki.jp/syobo/>

事業報告

新規採用職員防災研修会

平成17年6月22日・23日、西部消防局に於いて当協会加入事業所の新規採用職員を対象とした防災研修会を開催いたしました。

この研修会は大変人気があり、毎年定員いっぱいでお断りしている為、本年度は2回に分けて行ったところ、両日ともに100名近い会員の皆様の参加がありました。

午前中は教養研修として、予防課長より「最近の企業火災の傾向と対策」の講議を受けた後、救急隊員から「心肺蘇生法」の実技を学び、午後からは屋外に出て、一人ひとりが「消火器・消火栓」を使った消火訓練並びに「救助袋・緩降機」による避難訓練及び「煙体験」などの研修を行いました。皆さん大変真剣に取り組んでおられました。

この体験が実際に生かされないことが一番ですが、もしも救急現場や火災現場に遭遇したときには、この研修会で習得した技術が少なからず役に立つと思いますし、今後より一層防災に対する意識を持って、それぞれの職場で訓練等に励んでいただければと考えております。



平成18年度講習会情報

- 【甲種防火管理資格取得講習】
- 第1回 平成18年6月中旬
- 第2回 平成18年11月下旬

【甲種防火管理再講習】

平成18年8月上旬

【消防設備士講習】

平成18年10月下旬～11月上旬

平成18年度試験情報

【消防設備士試験】

- ◎平成18年8月27日(日)
- ◎願書受付 平成18年6月26日～7月7日

【危険物取扱者試験】

- ◎第1回 平成18年6月18日(日)
- ◎願書受付 平成18年4月12日～4月26日
- ◎第2回 平成18年11月12日(日)
- ◎願書受付 平成18年9月12日～9月26日
- ◎第3回 平成19年1月28日(日)
- ◎願書受付 平成18年11月24日～12月8日



会費納入のお願い

本年度も残りわずかになりました。会費未納事業所の方は、早急に納入していただきますようお願いいたします。

なお、ご不明な点などありましたらご遠慮なく事務局までお問い合わせください。

編集後記

昨年は、当西部消防局管内で近年に比べ火災の多発傾向が見られたものの、全体としては大きな災害はありませんでした。しかし、全国的には、大規模な列車事故が発生するなど、人的な要因に起因すると思われる大事故が発生した年でした。

今年は一昨年の6月に改正された消防法により、いよいよ6月1日から一般の住宅に「住宅用火災警報器」が義務付けられることとなります。消防局としては住民の皆様方にお知らせしながら、全力で設置推進に努めて行くこととさせていただきます。

今後とも「安心で安全な街づくり」に向け取り組んでまいりますので、ご支援よろしく願っています。

